

平成19年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

軽井沢フード株式会社

(2) 所在地

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地8

(3) 代表者

代表取締役社長 土屋 和義

3 指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（3年間）

4 選定の経過

平成19年2月22日	第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格の検討)
3月12日	第2回指定管理者選定委員会 (応募資格、評価基準、指定の期間の検討)
6月27日	第二回練馬区議会定例会 (練馬区立少年自然の家条例改正案議決)
7月10日	第3回指定管理者選定委員会 (企画・提案書作成要項、有識者委員選定の考え方の検討)

7月19日	第4回指定管理者選定委員会 (企画・提案書作成要項、有識者委員の検討)
7月31日	企画・提案書作成要項配布、説明会(参加団体数1)
8月30日	企画・提案書受付(応募団体数1)
8月31日	経営診断委託
9月3日	施設実地調査
9月14日・15日	施設実地調査
9月27日・28日	施設実地調査
10月14日	第5回指定管理者選定委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング、評価、採点、 審査の実施)
11月12日	指定管理者候補決定

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立軽井沢少年自然の家を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は、別表のとおり)

なお、施設実地調査および第5回指定管理者選定委員会に、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 運営実績

平成2年の軽井沢少年自然の家の開設時から、現在に至るまで施設の管理運営に携わっているが、校外授業の実施を含め、安全・確実な施設運営に寄与していること。

なお、軽井沢少年自然の家の前身である軽井沢高原寮から継続(昭和54年業務委託開始)して、施設の管理運営に携わっていること。

(2) 受託への熱意・意欲

第二の故郷として区民に利用されるような施設運営を目標に掲げていること。

また、校外授業や区民の利用に際し、積極的にコミュニケーションを図りニーズの把握とその対応に努めていること。

(3) 施設管理の安全性への配慮

日常における設備点検や食品衛生に関すること等の各種マニュアルを整備し、定期的に訓練を行うなど、その内容を遵守していること。

また、警察・消防・保健所等と連携を図り施設の安全な運営に努めていること。

(4) 施設管理運営体制

組織内に「安全衛生委員会」、「苦情処理委員会」、「危機管理委員会」等を設置し、様々な状況に対応のできる施設運営に努めていること。

また、校外授業において、アレルギー食への対応や1校につき1名の担当者を配置するなど、利用した学校からの評価も優れていること。

(5) 利用者への対応（接遇を含む）

苦情解決に関して、利用者アンケートを実施し、その対応状況について施設内に利用者向けの掲示を行っており、苦情対応の仕組みが構築されていること。

また、フロントマニュアルを整備し、利用者に対する接遇マナー点検に日常的に取り組んでいること。

(6) 職員の育成

接客・接遇能力の向上のため、外部研修機関や軽井沢近隣に所在するホテルへの職員派遣研修の実施等、職員の育成に関する提案がされていること。

また、全職員によるミーティングを定期的に行い問題解決能力の向上に努めていること。

(7) 学校事業の受入体制

移動教室や、その実地踏査時に職員を専属で配置し安全・確実な校外授業の遂行に寄与していること。

また、実地踏査後および学校事業の直前に再度、行程の確認を行い最新の情報を的確に学校へ伝達していること。

さらに、スキー教室の会場に職員を2名配置し、緊急時対応や円滑な事業運営への支援体制が整っていること。

問い合わせ先

練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課少年自然の家係

電話03(5984)2441 FAX03(5984)1221

指定管理者（軽井沢フード株式会社）の評価結果

（練馬区立軽井沢少年自然の家）

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
4 運営実績 (1) 既に運営している施設の状況 (2) 過去のトラブルへの対応状況 (3) 現在運営をしている施設の各種取組み	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15点	9点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 (4) 食事提供における衛生管理体制	15点	12点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	3点
12 学校事業の受入体制 (1) 学校事業の受入に対する基本方針 (2) 学校事業の受入時の職員配置	15点	12点
合計	100点	73点